

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月28日から同年5月1日まで

昭和26年5月から60年7月まで継続してA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じている。給与から保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事異動記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年5月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C支店における申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年3月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月から20年10月31日まで
申立期間において、A社及び同社から社名変更したB社に事務員として勤務したが、社会保険事務所（当時）に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、この回答には納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと申述しているA社における同僚の証言により、申立人は、期間の特定はできないものの、同社及び同社から昭和20年8月25日に商号変更したB社に事務員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事務責任者による「厚生年金保険の制度が始まった昭和19年10月に在職していた事務員はすべて加入させたが、それ以降は長続きしそうな人だけを加入させていた。同年12月ごろの入社である申立人を厚生年金保険に加入させたかは分からない」との証言、及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無い者が、他の元従業員からの証言で、当時在職していた者として挙げられていることを踏まえると、同社においては従業員のすべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが考えられる。

また、申立期間における当該二つの事業所にかかる健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番は無い。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 21 日から 62 年 3 月 2 日まで
昭和 59 年 7 月に A 社にパート社員として入社して以来、継続して勤務しており、勤務地は平成 21 年 6 月 1 日に退職するまで変わらず同社の B 工場であったので、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間があることに納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間について継続して A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、昭和 59 年 9 月 21 日に厚生年金保険の資格を喪失し、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者期間に空白期間が生じていることについて、同社の事業主は、当時の資料が無いため事実関係は不明であるが、保険料の納付については、社会保険事務所（当時）から納入告知された保険料額と、従業員の給与から源泉控除した保険料総額との照合は必ず行っていた旨を回答している。

また、当該事業所における同僚は、「当時は、ご主人の扶養範囲内で勤務するパート社員が多数在籍していた」と証言している。

さらに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間とほぼ一致する期間について、その夫の健康保険被扶養者として認定されていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
A社B所に昭和 16 年 4 月に入社し、20 年 8 月 23 日まで継続して勤務した。17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間について年金記録の空白があるのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が地元の学校を卒業後、A社B所に入社し、申立期間において勤務していたことは、申立人の申述内容及び同時期に入社した複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、申立期間においては、労働者年金保険法が適用されていた期間であり、同法では、工場法または鉱業法の適用を受ける工場又は事業場等に使用される男子労働者(事務職を除く)のみが適用対象とされていたところ、申立人は「付属の青年学校に3か月間及びC技術学校に3年間在籍した後、昭和 19 年 7 月ごろD課E係に配属された。仕事の内容は倉庫の管理、伝票の作成等の事務職であった」と申述しており、申立人の上司であったD課課長補佐も記録が確認できないことを踏まえると、申立人は同法の適用対象外であったものと考えられる。

また、当該事業所の同僚に係るオンライン記録について個々に確認すると、資格取得日が昭和 17 年 6 月 1 日の者は、入社後、継続して工場生産に従事しており、申立人と同様に 19 年 6 月 1 日の者は、いずれもC技術学校を卒業後は事務職であった旨を証言している。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 31 日から 16 年 1 月 1 日まで
A社に平成 15 年 12 月 31 日まで在籍し、同日をもって退職したはずであるが、厚生年金保険の資格喪失日は同年 12 月 31 日となっている。この場合の資格喪失日は 16 年 1 月 1 日となることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、当初、平成 15 年 12 月 31 日と記録されていたが、同社が届け出た申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（資格喪失日の訂正）に基づき、21 年 5 月 25 日付けで 16 年 1 月 1 日に訂正されているものの、当該訂正届から 2 年以上前である申立期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされているところ、申立人は、申立期間である当該訂正期間についても、厚生年金保険の給付対象期間とするよう主張している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年 12 月 19 日法律第 131 号）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた事実がある場合とされているところ、当該事業所が保有する雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）によると、申立人の離職年月日は平成 15 年 12 月 31 日となっているものの、同事業所の回答及び当該証明書の記載から、産前産後の休暇から離職日まで申立人は勤務していないため給料の支払が無く、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認でき

る給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 46 年 4 月まで

A社に勤務していた昭和 45 年 12 月から 46 年 4 月までの期間における厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所（当時）へ照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことは、申立人に当時の具体的な記憶があることからうかがえるものの、同社の事業主は「当時の社会保険担当者は死亡しており、資料も残っていないため不明」と回答している上、同僚で連絡の取れた者からも申立人に関する記憶があるという証言を得られないことから、その勤務期間については、特定することができない。

また、申立期間において当該事業所で厚生年金保険記録が確認できる同僚は、「当時、工場が大きくなり人員不足で多くの従業員を募集したが、従業員の出入りが激しく、すぐに辞めてしまう人が多かったので、半年ぐらい様子を見てから厚生年金保険に入れていたようだ」と証言していることから、申立期間当時、事業主はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無いほか、雇用保険においても加入記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。